

## ANSERサービス利用に係る労働金庫電子決済等代行業者との契約内容

当金庫は、ANSERサービス利用に係る以下の「労働金庫電子決済等代行業者」との間で、労働金庫法（以下、「法」といいます。）第89条の6で定める事項を含め、契約を締結しています。

契約先の労働金庫電子決済等代行業者

- ・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

法第89条の6で定める契約締結内容については、以下のWebページをご参照ください。

e B A g e n t サービス

<http://www.ebagent.jp/dendaigyō/contract.html>

※「銀行法第52条の61の10第3項」は、「労働金庫法第89条の6第3項」と同内容の条項となります。